

消費生活相談特集

まさか私が！



困った！と思ったら、まずは相談！

近年、年々増加している悪質商法。私たちの暮らしを脅かす大きな社会問題となっています。市では消費生活相談員が消費生活に関する様々な相談や苦情について対応しています。今回の特集では悪質商法などによるトラブルを防ぐための相談事例を紹介します。

悪質商法

身近な消費者トラブル事例

すべての年代で、アダルトサイトのワンクリック詐欺やインターネット等による架空請求に関する相談が、



第1位です。

事例① ネットのアダルトサイト動画のワンクリック詐欺・架空請求・不当請求

◆アドバイス

- 個人情報を知らせる事になるので、業者に連絡をしないでください。
- 請求に根拠がない場合は支払う必要はありません。
- 消費生活センターへ相談しましょう。



事例② 光ファイバー、携帯電話サービスの情報通信関連
電話で「料金が安くなります。」と言われて変更したが、プロバイダー契約をやめたい。

◆アドバイス

- 書面を受け取って8日以内は契約を一方的に解除することができます。ただし、事務手数料や工事費などは請求されます。
- 通信サービスの契約は複雑なので本当に安くなるか、よく契約前に考えましょう。

事例③ 健康食品・化粧品をお試しで申し込んだら、定期的に送られてきた。

◆アドバイス

- 自動的に定期購入になることが多く、要注意です。
- 通信販売はクーリング・オフができません。契約条件をよく確認して申し込みましょう。
- 商品を返品する時は「返品特約」に従うことになり、開封後・使用後は返品不可という場合もあるので注意が必要です。



■消費生活相談

現在、韮崎市では、毎週火曜日に専門相談員が消費生活相談を受けています。

※地区出張相談時は除く

●場所：市役所 102 会議室

■出前塾

事前にお申し込みいただければ、日程調整のうえ、平日、土・日・祝日を問わずご利用いただけます。時間は、午前、午後、夜でも相談に応じます。

■地区での出張相談も受け付けています。

- 12月からの予定
- 12月 6日 (火) 韮崎公民館
- 12月 13日 (火) 大草公民館
- 12月 20日 (火) 藤井公民館
- 1月 17日 (火) 中田公民館
- 1月 31日 (火) 清哲公民館
- 2月 7日 (火) 穴山公民館
- 2月 21日 (火) 神山公民館

■相談窓口

- 韮崎市商工観光課 ☎ 22-1111 (内線 216)
- 県民生活センター ☎ 055-235-8455
- 消費者ホットライン ☎ 188 (いやや)

事例⑧ (催眠商法) 布団、磁気マットレス等

◆アドバイス

- タダという言葉には要注意!
- 会場に行っても周りの雰囲気に乗らず、必要でないものは断りましょう。



事例⑨ (キャッチセールス) エステ、化粧品等

◆アドバイス

- 街頭で呼び止められたら、要注意!
- 貸ビルの一室に誘導され、エステや化粧品、貴金属を勧められてもきっぱりと断りましょう。



事例⑩ マイナンバー制度を悪用した詐欺(電話による手口、訪問による手口、メールやインターネットによる手口)

◆アドバイス

- 市役所などの行政機関が、マイナンバーについて電話をかけたり、自宅を訪問することはありません。
- マイナンバーについての連絡をメールで行うことはありません。
- マイナンバーの通知やカードの発行などに関して費用が発生することはありません。



事例④ (点検商法) シロアリ駆除、屋根修理など、業者が訪問してきて工事を契約した。

◆アドバイス

- 無料点検には要注意!
- その場で契約せず、家族に相談をしたり、複数社から見積を取って比較検討しましょう。
- 訪問販売の場合、契約書を受け取ってから8日以内はクーリング・オフが可能です。



事例⑤ (振り込め詐欺) オレオレ詐欺電話で困った状況を説明します。また緊急性を訴えます。

◆アドバイス

- 家族(親族)に連絡して事実確認をしましょう。
- 家族(親族)にしか分からない合い言葉を決めておきましょう。



事例⑥ (還付金詐欺) 市役所から還付金があるという手口

◆アドバイス

- 「還付金」、「ATM」と言われたら、要注意!
- ATMに誘導され、携帯電話で指示されたら、迷わず、すぐに警察に電話しましょう。



事例⑪ 「不用品を買い取る」という業者に大事な貴金属を売ったが取り戻したい。

◆アドバイス

- 大切な貴金属が安く買い取られることがあります。
- 売るときは契約書面をもらいましょう。
- 「訪問購入」の場合は、契約書面を受け取ってから8日以内はクーリング・オフが可能です。

事例⑦ (利殖商法) 未公開株、社債、先物取引等

◆アドバイス

- 儲け話には要注意!
- 仕組みがよくわからない儲け話には手を出さない。元本保証という言葉にも気をつけましょう。



※掲載のイラストは「消費者庁イラスト集より」

ハガキ サンプル

〇〇県〇〇市〇〇町
 〇〇丁目〇〇番〇号
 株式会社
 代表者殿

〇年〇月〇日、貴社と〇〇〇〇の購入契約をしましたが、解除いたします。
 つきましては、支払い済みの〇〇〇〇円を至急返金ください。なお、商品は早急に引き取ってください。

〇年〇月〇日
 〒〇〇〇〇〇〇〇〇
 住所 〇〇市〇〇町〇〇〇〇
 氏名 〇〇〇〇〇〇〇〇

※書いたハガキは、そのままポストに入れずに、郵便局の窓口で、簡易書留もしくは特定記録郵便にし、受領書をハガキのコピーとともに証拠として保存しておきましょう。
【注意！】ハガキは必ず両面をコピーしておきましょう。クレジット契約をしている場合はクレジット会社にも連絡します。

豆知識

クーリング・オフ
 頭を冷やすという意味

消費者が契約した後で、冷静に考え直す時間を与え、一定期間内であれば、無理由・無条件で契約を解除できる制度です。

訪問販売と電話勧誘販売は、不意打ち的に契約をさせられてしまうことが多いので、8日間の頭を冷やす期間が与えられています。8日間以内に契約解除通知書（ハガキでよい、☞参照）を出せば、無条件で解約することができます。



クーリング・オフ



支払った代金は、全額返してもらえ、商品の返品送料は、事業者が負担します。
 ※マルチ商法、内職商法の場合は20日間です。

地域で見守る暮らしの安心・安全
 標語の掲出と賑わいの創出

8月5日に開催された「平成28年第1回 蕪崎市こども議会」において、蕪崎東中学校2年生の議員から「ご当地ゆかりのキャラクターを活用した蕪崎駅前商店街の活性化」についての質問があり、「ニーラを活用した、夢のある取り組みをさらに進めていく」との考えが示されました。

近年、高齢者をターゲットにした「振り込め詐欺」や、年代を問わない「架空請求詐欺」などの特殊詐欺被害が後を絶たない状況にあり、また、高齢者に限らず生徒を取りまく消費生活は大きく変化しており、簡単に欲しいものや情報が手に入る便利な時代一方で、誤った情報を鵜呑みにし、中学生が犯罪に巻き込まれるケースや、インターネット情報サービスに関するトラブルの事例などが報道されています。

こうした中、被害やトラブルを未然に防止するため、年齢を問わず全ての消費者が正しい知識を身につけることで、自らが判断し、選択、行動するとともに、全市をあげて見守る社会の実現を目指し、ニーラを活用した商店街の賑わいの創出と消費者行政の推進を同時目的に、東西中学校の生徒から募集した74の標語を、まちなか商店街の街路灯に掲出しました。

まちなかに足をお運びいただき、ぜひご覧ください。



電話詐欺や悪質商法を未然に撃退！
 振込詐欺抑止電話装置の
 購入・設置費助成のご案内

市では、増加する振込詐欺や悪質商法の被害を未然に防止するため、被害を受けやすい高齢者世帯を対象に、振込詐欺抑止電話装置の購入・設置費助成を行っています。

この装置は、着信前に「この電話は振込詐欺等の犯罪被害防止のため、会話内容が自動録音されます。」というアナウンスを流し、振込詐欺を抑止します。

■使用方法

自宅の電話機回線に当該装置を接続して使用
 ※警備会社のセキュリティ、ガス会社のガス管理機器、安否確認情報機器等が接続されている場合には、この装置は接続できません。

■助成対象者

65歳以上の方がいる世帯

■助成金額

装置1台につき1万円
 ※個人負担3千円 ただし1世帯につき1台に限る。

■助成台数 70台

■装置の取付け

市と協定を締結した事業者が行います。

■申請場所

商工観光課窓口 ※電話申込可

■問い合わせ 商工観光課 商工労政担当
 (内線 215・216)

12月1日から 衣類の『洗濯表示』が変わります

新しい「取扱い表示」のポイント

①「基本記号」と、「付加記号」や「数字」の組み合わせで構成されます。

●5つの基本記号



※上記の順に表示されます。

●付加記号と数字 文字だけではなく、記号と数字で強さや温度、禁止を表します。

〈強さ〉基本記号の下に付加

〈温度〉基本記号の中に付加

〈禁止〉

線なし 通常の強さ
 弱い
 非常に弱い
 「線(—)」が増えるほど作用は弱くなります。

〈記号〉 〈数字〉
 「●」 「●●」 「●●●」 【例】 40
 低 → 高
 タンブル乾燥やアイロンの温度は「点(●)」で表します。数が増えるほど温度は高くなります。
 数字は家庭洗濯での洗濯液の上限温度です。

✕
 基本記号と組み合わせて、禁止を表します。

②記号の種類が 22 種類から 41 種類に増え、より細かな表示に変わります。

③参考情報が簡単な用語で付記される場合があります。(付記用語)

記号だけでは伝えられない情報は、簡単な言葉で記号の近くに記載される場合があります。

④表示は、取扱い方の上限を表しています。

表示よりも強い作用や高い温度での洗濯やアイロン掛けは、衣類にダメージを与える可能性があります。

衣類等を洗濯する時、衣類等に縫い付けられている取扱い表示(洗濯表示)の記号を参考に洗濯することにより衣類へのダメージを防ぐことができます。その洗濯表示の記号が平成28年12月に40年ぶりに変更されます。記号の種類が22種類から

41種類に増え、繊維製品の取扱いに関するよりきめ細かい情報が提供されるようになります。近年、衣類などの生産や流通は海外との取引が一般的になっていきます。そのため、輸入されている衣類などには日本と海外の両方の洗濯表示が付いている場合

があります。国内外で表示が統一されることによって、消費者にとっては、海外旅行やインターネットで買った服なども、迷わず洗えるようになるなどのメリットがあることから、これまでの洗濯表示は、海外で広く使われているものと同じものに変わります。

大村智博士のふるさと・葦崎市を

チーム・にらさきでPR



昨年の大村智博士のノーベル賞受賞を契機に、本市を訪れる観光客等が大幅に増加するなど、「葦崎市」の知名度は飛躍的に向上しています。こうした機運を一過性のもので終わらせまいよう、大村智博士をイメージしたニラを活用して、『大村智博士のふるさと・葦崎市』をPRするシールを制作しました。それぞれが自慢の商品や製品のPRに、積極的にご利用いただくとともに、大村智博士のふるさと・葦崎市の情報発信にご協力をお願いします。



◆配布先・枚数等

取扱商品や製品に貼布(直接貼布及びラッピングの際の貼布など、方法は問いません)を希望する市内の商店や事業所等に、各100枚を無料で配布します。
 ※なくなり次第、配布終了
 ※個人への配布は行いませんので、ご了承ください。

◆配布方法

- ・商工会窓口
 - ・商工観光課窓口
- ※直接お受け取りください。

◆問い合わせ

商工観光課 観光担当
 (内線 213・214)

◆制作枚数

各50,000枚

◆制作したシールの種類

- ①メダル型シール
 - ②さくら型シール
- ※イラスト参照